

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期新城市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県新城市

3 地域再生計画の区域

愛知県新城市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、第二次世界大戦末期の学童疎開や縁故疎開、第一次ベビーブーム等の影響により、1947年から1950年にかけて67,000人を超えていました。その後、1970年まで減少が続き、1970年から54,000人を超えて推移していましたが、1985年の54,965人をピークに人口減少に転じ、2020年（令和2年）国勢調査結果では44,355人まで減少しています。住民基本台帳によると、令和4年4月末には44,140人となっています。国立社会保障・人口問題研究所から2018年に公表された「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると2045年には人口は29,847人になると推計されています。

年齢3区分別人口の推移をみると、1985年から2020年にかけて、年少人口（14歳以下）は11,785人から4,732人、生産年齢人口（15～64歳）は35,119人から23,319人と、18,853人減少している一方、老年人口（65歳以上）は8,061人から16,032人と7,971人増加しており、少子高齢化が進んでいます。

社会動態をみると、男女とも20～29歳の若い働き手世代の近隣市や首都圏への流出が続いており、2000年以降は毎年転出超過となっており減少幅が毎年拡大していく傾向にあります。2021年には転入数1,050人、転出数1,365人と▲315人の社会減となっています。

自然動態をみると、1997年以降徐々に減少幅が拡大しており、2018年には412人の自然減となっています。2021年には出生数189人、死亡数671人と▲482人

の自然減となっています。

このような状態が続くことで、高齢者数の増加、生産年齢人口の減少が拡大し続け現役世代の負担が増加していくことが懸念され、消費市場の縮小に伴う地域経済の破綻や生活サービスの低下を引き起こし、若い世代の流出を加速させることとなります。

今後、日本全体が人口減少する中、新都市人口ビジョンでは、人口ピラミッドを現在の少子高齢の「つぼ型」から2060年の段階で「平準化（各年齢の人口数の均衡を図る）」させることを目指しています。バランスのとれた年齢構成への転換を進めることで、2060年に人口28,000人程度を維持することを目標としています。

本市の考える地方創生は、市町村が人口を奪い合っても維持することを目的とするのではなく、近隣の地域全体が互いに支え合い、関わり合い、切磋琢磨して暮らしにくさを克服し、豊かさを実感できる地域になること。たとえ人口が減少したとしても、一人ひとりが自ら主体的に考え、学び、地域を磨く「人材（財）」となって、本市に暮らす人だけでなく本市に関わる全ての人々が豊かさを実感できるまちをつくることです。これまで進めてきた市民の理解や参加のすそ野が広がる取り組みをさらに充実させ、また、これからの40年間という長期的な時間軸において、人口構造や経済、地域社会等の変化をいち早く察知し、その時々々の課題を次の世代に先送りすることなく、本市に関わる全ての人々と議会と行政が一体となって創意工夫し、「今」やるべきことに大胆に着手し、その結果、人が、地域が輝き、本市の未来が明るく開かれたものにしていくことを新都市人口ビジョンにおいて「しんしろ創生」として掲げています。

人口減少・少子高齢化の進行により社会状況が大きく変わる時代に対応するため、「つながり」を「力」に変え、「豊かさを切り拓く」ことにより、人が地域が輝き、本市の未来が明るく開かれ、地域の魅力が向上することを目指します。

「しんしろ創生」を実現するために、これらの取り組みをさらに充実させ、若者や女性、高齢者など、全ての人が輝き活躍するとともに、暮らしにくさの解消を図ることで、住環境の不便さ等を理由とした望まぬ転出を減らします。また、望む移動については最大限に尊重し、転出入のダイナミズムを生み出し人の交流を促進するとともに、「人のつながり」を捉え、本市と近隣地域全体の活性化を意

識したまちづくりを進めます。そして、「まちの創生」「ひとの創生」「しごとの創生」の好循環を確立し、それらを同時かつ一体的に取り組みます。

新都市人口ビジョンで定める目指すべき将来の方向「バランスの取れた年齢構成への転換」を達成するため、「しんしろ創生」の考え方にに基づき、本計画期間中、次の基本目標を定め、様々な課題解決に向け着実に取り組んでいきます。

- ・基本目標 1 しごとを創る
- ・基本目標 2 魅力を創る
- ・基本目標 3 移住・定住の流れを創る
- ・基本目標 4 結婚・出産・子育て環境を創る
- ・基本目標 5 安全・安心で豊かなまちを創る

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	市内事業所数	157事業所	155事業所	基本目標 1
	市内従業員数	7,865 人	7,700 人	
	製造品出荷額等	32,737 千万円	32,000 千万円	
	農業産出額	590 千万円	880 千万円	
イ	観光入込客数	2,347千人	3,070千人	基本目標 2
	宿泊者数	85,011 人	68,000 人	
	観光消費額 (道の駅の売上額)	511.9 百万円	600 百万円	
ウ	定住人口	44,382人	43,000人	基本目標 3
	社会増減数	△349 人	△157 人	
エ	合計特殊出生率	1.39	1.61	基本目標 4
	出生数	195	284	

オ	平均自立期間	男 81.5 歳 女 85.3 歳	男 79.6 歳 女 82.4 歳	基本目標 5
	市民自治活性化の満足度	65.5%	70.0%	
	高齢者の自立支援や福祉対策の満足度	65.5%	70.0%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期新城市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア しごとを創る事業
- イ 魅力を創る事業
- ウ 移住・定住の流れを創る事業
- エ 結婚・出産・子育て環境を創る事業
- オ 安全・安心で豊かなまちを創る事業

② 事業の内容

ア しごとを創る事業

若い世代の転出を防ぎ、生産年齢人口を維持するため、安定した雇用を生み出だす力強い「しごと」を育成し、新しい雇用の場の確保を図るとともに、魅力ある職場づくりや労働環境の整備により、正規雇用の増加や女性の働きやすい環境の確保を図る事業

【具体的な事業】

- ・ しんしろビジネスマッチング事業
- ・ 創業支援等事業
- ・ 奥三河メディカルバレー・プロジェクト

- ・担い手育成総合支援事業 等

イ 魅力を創る事業

豊富な自然、歴史、文化等、地域資源を効果的に活用した体験型観光や農林業体験、スポーツツーリズム等の取り組みを推進し、国内外からの来訪者の増加等、交流・関係人口を生み出す「魅力」づくりに取り組む事業

【具体的な事業】

- ・シティプロモーション事業
- ・観光プロモーション事業
- ・スポーツツーリズム推進事業
- ・高速バス運行事業 等

ウ 移住・定住の流れを創る事業

人口減少を抑制し、本市の雇用を「定住」に結びつけるため、住みよいまちづくりを推進するとともに、他地域からの「IJU（移住）ターン」や新城市出身者の地元就職の促進等、地域の活力を生み出すひとの流れづくりに取り組む事業

【具体的な事業】

- ・空き家利活用事業
- ・自治基本条例運用事業
- ・公共バス運行事業
- ・スマートインター建設推進事業 等

エ 結婚・出産・子育て環境を創る事業

出生数の減少に歯止めをかけるため、結婚希望の実現や夫婦の希望する子どもの数の実現に向け、結婚、出産、子育て支援の充実を図るとともに、

全ての人々が希望するライフプランを実現し、安定的に就労することのできる環境づくりに努める事業

【具体的な事業】

- ・出会いの場の創出事業
- ・母と子のすくすく健診事業

- ・新城版こども園推進事業
- ・男女共同参画プラン推進事業 等

オ 安全・安心で豊かなまちを創る事業

全員参加型社会の実現に向けて、年齢・性別・障がい・国籍等を超えて、全ての市民が地域で安全に安心して日常生活を送ることができ、生きがいを持って生活を楽しむことのできる「まち」づくりに努める事業

【具体的な事業】

- ・地域福祉計画推進事業
- ・高齢者外出支援サービス利用拡大事業
- ・若者が活躍できるまち実現事業
- ・地域自治区運営事業 等

※ なお、詳細は第2期新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

※ なお、地域再生計画「企業版ふるさと納税を活用した東三河ドローン・リバー構想推進プロジェクト」の5-2②に掲げる事業を除く。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

150,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月までに市内各種団体の代表者や学識経験者等で構成された総合計画市民部会等により数値目標や施策ごとに設定したKPIを基に実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しを実行している。議会への報告後、速やかに本市ホームページなどで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで